

健康保険委員設置要綱

昭和25年6月20日保発
第44号通牒に基づく

1. 目的

健康保険事業の円滑なる運営を図るため、被保険者又は被扶養者に対して健康保険に関する教育、指導、宣伝の徹底を期するため健康保険委員（以下委員という）を置く。

2. 委員数

各事業所に1名の委員を置く。

ただし、300名以上の被保険者を使用する事業所にあつては2名の委員を置く。

3. 資格

各事業所において直接社会保険事務を担当し、委員として適任であると事業主において認められる者。

4. 選任

事業主の推薦により理事長が委嘱する。

5. 業務

(1) 委員は理事長の指揮を受け、組合と密接な連絡のもとに健康保険の普及徹底を図ること。

(2) 委員はつねに研究を怠らず、特に健康保険事業の正しい理解に努めるとともに業務の完遂を期するものとする。

5. 業務

(1) 新規被保険者に対する教育。

(2) 医療機関等の適切な受診についての指導。

(3) 保健事業に対する協力。

(4) 資格喪失届等の内容審査。

(5) 各種請求手続の指導、特に傷病手当金の請求に関する事前審査。

(6) 被扶養者たることの確認と届書の整理。

(7) 保険料完納についての協力。

(8) その他必要と認めること。